

課評 2 - 52
令和4年8月4日

行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

国税庁長官 阪田 渉



令和4年7月19日にされた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	非上場株式を相続する人が、相続税申告書の添付書類として取引相場のない株式（出資）の評価明細書を作成するため、当該非上場会社の決算書、法人税申告書及び株主名簿を当該非上場会社から取得できる法的根拠が書いてある文書（最新版）
不開示とした理由	開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため、不開示としました。
担当 課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線3499

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。